

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示案
に関するパブリックコメントに関する意見概要及び回答

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しております。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しております。

番号	項目	意見内容	考え方
1	総論	・本改正は適切なものと思われ、賛成である。	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、本入札制度の適確な運用にしっかりと取り組んでまいります。
2		・3kW以上のパネルの増設により落札者決定の取消しや保証金の没収となれば、実務上大きな問題になります。 ・現在電力会社に申請してから連系までかなり時間がかかります。1、2年かかるのも珍しくありません。その間に技術進歩によりパネル効率改善で3kW以上改善されると予想されますし、事情によって多結晶パネルで申請した後、単結晶に変えると尚更です。パネルの施工時にわざわざ最新のパネルを使わずに古い型のパネルを探すのは難しいです。旧型が生産中止の可能性もあります。また、施工の時にどうしても最初の設計案と誤差調整などがあります。	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられますが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないことも考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断いたしました。 事後的なパネルの効率化等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。
3		・10kW程度とか3%とかの設定に変更することを提案いたします。 ・「太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと」となっていますが、最近の太陽光パネルの出力は300Wクラスが一般的になってきています。1ストリングスが12直や14直が一般的ですから3kWだと1ストリングスの調整もできなくなります。減少させて調整するようにという事だと思いますが、太陽電池を変更せざるを得ない状況になった場合の調整を考慮して、増加側でもストリングス調整できるようにお願いしたいと思います。	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。 一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするために実施するものです。例えば、発電出力1,990kWの発電設備が太陽光パネルの合計出力を3kW以上出力を増加させた場合には調達価格が変更される一方で、御指摘の案では、発電出力2,000kWの発電設備は10kW又は60kWまで増加させることが可能となり、公平性を欠くこととなってしまいます。 事後的なパネルの増設により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。
4		・入札対象となる2MW以上のメガソーラーにおいて、許容されるパネル出力の増加量を3kW以内とするのはナンセンスである。入札対象の最少規模である2000kWに対して3kWは僅かに0.15%以内にしか過ぎない。実際のパネルでの公称出力に対する偏差が2%近くあることを考慮すると、「3kW以上増加」といった単純な絶対出力規定でなく、「3%以上増加」といったパネル出力に関する比率で規定すべきである。 ・またパネル出力は製品改善によって逐次増加するのが通例であり、設備設計時に想定していたパネル出力の製品が製造終了によって入手不能となるケースは今までに多数発生している。この場合パネル出力の変化を3kW以内に納めるためには、総パネル数を減らす必要があり、ストリング設計に影響が出る。パネルの直列数が異なるストリングを並列に繋いだ構成にすると、太陽光パネルからの出力取りだし効率が低下してしまうため不経済なシステムになってしまう。想定される設計から設置完了までの期間において、同一メーカーが後継パネルを提供した時に想定される出力向上率であれば、ストリング設計を変更しなくとも売電予定が維持されるべきである。	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。 一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするために実施するものです。例えば、発電出力1,990kWの発電設備が太陽光パネルの合計出力を3kW以上出力を増加させた場合には調達価格が変更される一方で、御指摘の案では、発電出力2,000kWの発電設備は60kWまで増加させることが可能となり、公平性を欠くこととなってしまいます。 事後的なパネルの効率化等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。

5		<p>・調達時に当初予定していた型式の太陽電池が確保できずに、後継のより高効率な型式の太陽電池を使用することとなった場合、価格を維持するために枚数を減らすことが必要となる。敷地の利用効率の低下となるとともに、様々な無駄が生じる可能性がある。これらはコスト効率のとは言えない。本来、太陽電池容量が増加することは発電量を増やすことであり、政策の方向性とも合致するものであるから、過度な利益にならないようにするための制約は残しつつも、1年間程度で想定される太陽電池容量の高効率化・後継型式への変更は事業者にとって不利益にならないようにすべきではないか。つまり3%が妥当なのか、5%が妥当なのかを業界団体に意見聴取してはどうか。(それとも枚数を減らす必要が生じることが想定される場合には、最初から容量を増して申請して、後で20%未満の減で希望する太陽電池容量にできるようにしておきなさいというのが資源エネルギー庁の考え方なのか?)</p> <p>・仮に買取価格の変更の対象となる、太陽電池パネルの増量を行った場合には、保証金没収・落札者決定取消というのはコスト効率的な導入・再エネの導入拡大に反するのではないか。システム上難しいのかもしれないが、買取価格を適切に低減する、あるいは容量増による利益増に応じて固定価格の買取期間を月単位で短縮調整することで、事業者の利益が過大にならないようにしつつも、事業者には導入を継続させたほうがよいのではないか。</p>	<p>本改正は、FIT認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(“事後的な”過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは正すべく実施するものであり、入札参加・FIT認定当初から過積載を行うことを否定するものではありません。この趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられますが、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないことも考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3kWの基準を設けました。今般の改正は、これと整合的な制度とするため実施するものです。</p> <p>なお、20%減の数値基準は、パネルの合計出力を認定後に増加させることに制約を設けると、予め過大な計画を作成・提出した上で事後的に減少させて調整するという行動がとられるおそれがあることから、認定後のパネルの減少についても一定の制約を設けることが適当であると考え設定したものであり、御指摘のような考えは持ち合わせておりません。</p> <p>また、御指摘のような調達価格の低減や調達期間の短縮は制度・事務処理を更に複雑化させることから、行政コストの増大につながり、これが国民負担の増大につながる懸念もあります。事後的なパネルの効率化等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>
6	3kW上限	<p>・没収事由および落札者決定の取消し事由として、太陽電池の合計出力の変更に関し、減少方向は20%以下とパーセンテージなのに対し、増加方向は3kw以上と絶対値であることは整合性が取れていないと思います。確かに最低の入札対象となる2MWなら3kwは0.15%にあたるが、コストダウン効果の大きいGW級の超大規模案件では、仮に2GWとした場合、3kwでは僅か0.015%しかありません。近年の大規模案件の太陽光発電所は、バッテリー併設を系統連系条件とされ、参入ハードルが上がっている現状で、この3kwという増加方向の絶対値規制は、本来はプライスリーダーとしての活躍が期待される超大規模案件の入札者を萎縮させる効果しかなく、入札制度の目的を棄損しかねない規制であると考えます。</p> <p>・そもそも入札案件は再生可能エネルギーのコストダウンを目的として、上限価格以下の案件しか入札できないなか、入札～工事開始までの間に生じるパネルのモデルチェンジなどによる3%程度の太陽電池出力の増加は認めるべき。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。</p> <p>一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするため実施するものです。例えば、発電出力1,990kWの発電設備が太陽光パネルの合計出力を3kW以上出力を増加させた場合には調達価格が変更される一方で、御指摘の案では、発電出力2,000kWの発電設備は60kWまで増加させることが可能となり、公平性を欠くこととなります。事後的なパネルの効率化等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>
7		<p>・今回の告示案では、太陽電池の合計出力を3kW以上変更する場合は落札者決定の取り消しや保証金の没収となることが規定されているが、3kWで線引きする根拠は何か。</p> <p>・2017年1月に開催された第17回新エネルギー小委員会では、事後的過積載の問題について『実態を調査し、事後的過積載が国民負担へ与えるインパクトを検討するべき。』との指摘がなされている。実態調査の方法と結果およびその結果をどのように分析して今回の省令案に至ったのか、説明責任があると考えます。ちなみに、3kWは現在入札の対象とされている特別高圧案件にとっては非常に小さい値であり、実質完全な禁止と変わらないが、3kWの上限を設けることに何の意味があるのか。</p> <p>・運転開始済みの案件であっても、パネルが破損して最新のものに交換した場合などは、太陽電池の合計出力は増加する。将来的にパネルの性能が向上していくことを考えれば、適切にメンテナンスを行っているだけで3kW以上の出力増加に到達することも十分考えられるが、このような場合にも調達価格が変更されるのであれば非常に不合理な規制と言わざるを得ない。枚数の変更を伴わない出力の増加については例外として許容されるべきである。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。</p> <p>一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするために実施するものです。</p> <p>なお、これは、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(“事後的な”過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは正すべく実施するものであり、入札参加・FIT認定当初から過積載を行うことを否定するものではなく、合計出力が3kW以上増加する場合に改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことを否定するものでもありません。</p>

8	<p>・パネル総容量の3kW以上の増加によって落札取り消しとなることは条件が厳しすぎる。</p> <p>・長期間の事業運営では、自然災害や修繕、故障などにより、太陽光パネルの交換を行うことが通常である。その際、当初導入していたパネルは生産終了となっていることが多いため、事業開始前に想定した故障率を見込んで当初から予備を確保するか、出力の増加した後継パネルを随時購入するのが通常である。現在、太陽光発電は技術開発が継続中であり、当初のパネルよりも後継パネルの方が低価である場合も多いため、事前にパネルを確保するよりも、交換時点の最新設備を導入する方が合理的である。しかし、交直流変換装置(パワーコンディショナ)の仕組み上、パネルの交換は一枚単位では行わず、ストリングと呼ばれる変換上最も効率が良いひとまとめごとに行うので、一か所の交換で複数枚の交換を行う場合が多い。その場合、改正案で示された3kWという制限では、容易に超過してしまうことが予想される。入札指針の改正案では、パネル総容量が3kW以上増加した場合、落札取り消しとなるが、これは、落札後に発電出力を変えないままパネルのみを増加させ、発電量を増やし、結果、賦課金の上昇につながることを規制したい趣旨であると思われる。しかし、本改正案が対象とする入札案件は2,000kW以上の設備を有しているものであり、3kWということは、率にして0.15%以下ということになり、実質的に発電量維持に向けた修繕・交換の現場を無視した容量制限であり、厳しすぎる。賦課金上昇を抑えることは可能でも、それ以前に再生可能エネルギーの最大限の導入及び維持が出来ないこととなるため、再考すべきものと考えられる。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。</p> <p>一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするために実施するものです。</p> <p>故障等に伴う事後的なパネルの修繕・交換等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>
9	<p>・太陽電池の合計出力を3kW増加させたことが保証金の没収となる根拠が不明である。</p> <p><理由></p> <p>・「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(平成29年3月31日経済産業省告示第63号)」内、第5 2保証金の箇所には、落札者に第2次保証金を求める理由として、「落札者の確実な事業実施を担保する必要がある」と記載されている。このことから第2次保証金の没収事由は、確実な事業実施を妨げる事由でなければならない。</p> <p>・固定価格買取制度において、事業認定上の発電出力とは太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力となる。この時、太陽電池の合計出力が認定出力であった場合、太陽電池の増加は認定出力の変更であり落札した事業実施を妨げるものとして落札者決定が取消され、保証金が没収されることは理解できる。しかしながら、パワーコンディショナーの出力が認定出力の場合において、太陽電池の合計出力は認定出力とは関係がない。そもそも特別高圧案件における太陽電池の合計出力を3kW増加させることが、落札者決定の取消と保証金没収に値するほどの事業実施阻害事由になる理由が不明であり、過剰な規制ではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。</p> <p>一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするために実施するものです。</p> <p>第2次保証金は、落札者が落札の前提となった事業計画に基づく事業を確実に実施するために求めるものであることから、事業計画を構成する要素である太陽光パネルの合計出力に一定以上の変更があった場合に第2次保証金を没収することは、妥当であると考えます。</p>
10	<p>・同一寸法、同一パネル枚数の太陽電池パネルの変更であれば、合計出力が3kW以上の増加でも規制の対象とすべきでない。</p> <p>・大型案件の出力増加は20%までは特例措置を認めるべきである。</p> <p>・補修による出力増加については、例外措置を取るべきである。</p> <p><理由></p> <p>・太陽電池の合計出力を3kW以上増加させてはならない理由が明確でないため。その根拠を明確にし、設計変更にも耐えられる配慮が必要。</p> <p>・2MW以上の規模では設計から接続契約締結まで3~5年かかる場合もあり、配線含め機械的なレイアウトが既に決まっているから、同一寸法の後継機種で同一枚数のパネルを設置せざるを得ない。太陽電池パネルは前衛機種に比べて年間数%変換効率が向上しているものが多く、大型案件では最新機種を設置すると結果的に太陽電池の合計出力が数%増加することが多いため。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、太陽光パネルの合計出力を事後的に増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられます。</p> <p>一方で、先般公布・施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の改正に際し、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設において故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないこと等を考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。他方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課したところであり、今般の改正は、これと整合的な制度とするものです。例えば、発電出力1,990kWの発電設備が太陽光パネルの合計出力を3kW以上出力を増加させた場合には調達価格が変更される一方で、御指摘の案では、発電出力2,000kWの発電設備は400kWまで増加させることが可能となり、公平性を欠くこととなります。</p> <p>事後的なパネルの効率化や補修等により合計出力が3kW以上増加する場合には、改めて入札により調達価格を決定し、事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>

11		<p>・パワーコンディショナーの出力が太陽電池よりも小さい場合においても、太陽電池の合計出力を20%以上減少させることが保証金の没収、落札者決定の取消となる根拠が不明である。</p> <p><理由></p> <p>・「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(平成29年3月31日経済産業省告示第63号)」内、第5 2保証金の箇所には、落札者に第2次保証金を求める理由として、「落札者の確実な事業実施を担保する必要がある」と記載されている。このことから第2次保証金の没収事由は、確実な事業実施を妨げる事由でなければならない。</p> <p>・固定価格買取制度において、事業認定上の認定出力とは太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力となる。入札制度においても、保証金計算の根拠となる出力は同様の運用となっている(指定入札機関 一般社団法人低炭素投資促進機構 HP内Q&A No.6 No.9)。現行の指針の場合、落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20%以上減少させた場合は落札者決定の取消かつ第2次保証金の没収となる。</p> <p>・今回の改正指針案は、現行の保証金没収事由と落札者決定の取消事由に「当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと」を加えるものである。これは太陽電池の合計出力が認定出力となるか否かを問わず、20%以上の減少をもって保証金の没収と入札者の決定の取消とするものである。しかしパワーコンディショナーの出力が認定出力の場合において、何故に太陽電池の合計出力の20%以上の減少が、「落札者の確実な事業運営」を妨げることになるのか、根拠が不明である。</p>	<p>御指摘の20%減の数値基準は、パネルの合計出力を認定後に増加させることに制約を設けると、予め過大な計画を作成・提出した上で事後的に減少させて調整するという行動がとられるおそれがあることから、認定後のパネルの減少についても一定の制約を設けることが適当であると考え設定したものです。</p> <p>太陽電池の合計出力を20%以上減少させるという大幅な変更が事後的に求められる場合は、もはや認定時とは別の事業になると考えるのが妥当であり、改めて入札により調達価格を決定した上で事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p> <p>なお、第2次保証金は、落札者が落札の前提となった事業計画に基づく事業を確実に実施するために求めるものであることから、当該事業計画を構成する要素である太陽光パネルの合計出力に一定以上の変更があった場合に第2次保証金を没収することは、妥当であると考えます。</p>
12	20%下限	<p>・第2次保証金の没収事由の7項の3kW以上増加は賛成します。しかし、5項の太陽電池の合計出力の20%以上の減少を没収事由とするのは、現在の深刻な地域トラブルから考えて適当でないと考え、反対します。</p> <p>・2MW以上の事業は周辺環境、景観、安全上の問題が大きく、事業計画が地域住民に周知されてから多くの影響が問題視され、住民から中止や規模の縮小を求められることがほとんどです。改正FIT法によるガイドラインでは周辺環境の配慮等が推奨事項として求められていますが、現段階では事業者側からの申告によるのみで、それが確実に行われたかどうかを担保する方法がありません。今回の告示案のように20%以上の減少を没収事由とするならば、事業者は周辺住民からの中止や規模の縮小等を受け入れる可能性はなくなります。</p> <p>・この項目を削除するか、さもなければ入札に際しては、下記の条件をつけ書類の確認を事前に行うことにより、地域トラブルがなく事業を行うことが確実であることを担保した上で入札に参加できるようにすべきと考えます。</p> <p>・事業者が当該太陽光発電設備を設置することによって景観、環境、防災面で影響を受ける範囲の土地所有者および住民に対して計画の詳細な説明を行い、その3/4以上の同意を得ていることを証明する書類、その内容を計画のある自治体が確認したことを証明する書類を入札に際して提出を義務付けることを求めます。事業計画を周知すべき周辺住民の範囲については、当該自治体に条例、要綱、ガイドライン等に規定されている場合には、それに従い、明確な範囲規定がない場合には、それぞれの事業計画ごとに自治体が災害の危険、環境や景観への影響を調査の上、責任を持って周辺住民の範囲を定めるものとします。</p>	<p>御指摘の20%減の数値基準は、パネルの合計出力を認定後に増加させることに制約を設けると、予め過大な計画を作成・提出した上で事後的に減少させて調整するという行動がとられるおそれがあることから、認定後のパネルの減少についても一定の制約を設けることが適当であると考え設定したものです。</p> <p>太陽電池の合計出力を20%以上減少させるという大幅な変更が事後的に求められる場合は、もはや認定時とは別の事業になると考えるのが妥当であり、自治体等の要請に応じ、かつ、改めて入札により調達価格を決定した上で事業を行うことが適切であると考えます。</p> <p>なお、御指摘のような関係者の同意を必須要件とすることは考えておりませんが、入札対象区分は2,000kW以上の大規模太陽光発電設備であることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠であると考えています。このため、①立地自治体に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令・条例に基づく必要な手続について自治体に確認・相談を行っていること、②自治体からの助言・指導があった場合には、それを踏まえ適切に対応していることを入札参加資格に関する基準としており、これに基づき本入札制度をしっかりと運用していく考えです。</p>
13		<p>・2MW以上の規模では、太陽電池に関する下限規制は設けるべきではない。</p> <p>・減少理由によっては認定取消の対象としないとするべき。</p> <p><理由></p> <p>・元々、案の公示日が2017/7/6の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」では、2 MW以上は太陽電池の合計出力の減少については対象外としていた。</p> <p>・大型案件は土地開発などの関係で、太陽電池の合計出力が20%以上の削減になることもあるため。開発条件によって制約にあった再設計を行う可能性があるため。</p> <p>・長期間の事業運営では、当初想定不可能な自然災害や事後的な規制などにより、不可抗力として太陽光パネルの設備容量を減らさざるを得ない場合が想定される。このような場合は落札取り消しの対象としないことが望ましいと考え、本改正案の撤回若しくは変更が望ましいと考える。</p>	<p>御指摘の省令・告示改正において2,000kW以上の太陽光発電設備が対象外とされたのは、当該発電設備の調達価格等が入札により決定され、その手続が本入札実施指針において定められるものであるためです。</p> <p>太陽光パネルについて20%以上もの減少が生じる場合は、もはや認定時の事業とは別の事業であると考えることが妥当であり、改めて入札により調達価格を決定した上で事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>

14	前回の改正省令・告示との関係	<p>・現在 8月4日締切りのパブコメにかかっている、政省令改正案では、2MW以上の規模については、太陽電池の合計出力の増加については、対象外としていた。2MW以上の大型案件の場合には、仕様決定以降も、設計変更（太陽電池の回路数や入力電圧等）の変更などがおきる可能性も高く、太陽電池合計へのインパクトが大きいことから、太陽電池の出力増加に対して制限をつけることは好ましくない。又、今回、太陽電池合計容量を3kWまで増量可能とした根拠も明らかにし、太陽電池合計出力制約は実施すべきではない。</p> <p><理由></p> <p>・平成28年8月1日以降の、接続契約かたは、太陽電池メーカー、太陽電池の種類の変更が認められ、太陽光発電設備の価格低減の貢献している。太陽電池の出力増加については、太陽電池の回路数や入力電圧等による自由度を保つことが必要。</p>	<p>御指摘の省令・告示改正において2,000kW以上の太陽光発電設備が対象外とされたのは、当該発電設備の調達価格等が入札により決定され、その手続が本入札実施指針において定められるものであるためです。</p> <p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合については数値の条件なしにすべからず第2次保証金を没収のうえ落札者決定を取り消し、改めて入札に参加いただくことを求めることも考えられますが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用せざるを得ないことも考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、太陽光パネルの合計出力100kW以上の発電設備については3kWを上限とすることとしました。</p>
15	改正時期	<p>・すでに事業計画を提出した事業者にとっては募集要項の事後改正となる。未提出の業者にとっても提出直前の事業計画の変更を強いられることとなる。</p> <p><理由></p> <p>・入札に参加するには指定入札機関である一般社団法人低炭素投資促進機構に事業計画を提出しなければならないが、その期間は7月10日から9月15日となっている。一度提出した事業計画の内容修正は原則認められない。そもそも入札参加希望者は平成29年6月末に公表された同機構の募集要項に基づき事業計画をたてることになる。その募集要項は本件改正の対象となっている入札実施指針をもとにして作成されている(参考:募集要項2頁19行目～)ところ、本件指針改正案が8月21日に公示される前に事業計画を提出した事業者にとっては、提出後の募集要項の変更となる。未だ未提出の業者にとっても、提出直前の変更であり太陽光事業に関わる取引業者、土地権利者、金融機関との調整を短期間ですることを強いられることになる。</p> <p>・2000kw以上という最低でも数億円というプロジェクト費用がかかる特別高圧案件が対象となる入札制度で、このように重大な変更が提出済み業者にとっては事後的に、またこれから提出する業者にとっても締切り直前に行われることは、事業者の予測可能性を著しく阻害するものである。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から本改正は必須であると考えている一方、事業計画の提出を締め切り、入札参加資格の通知をした後に本改正を行った場合、既に入札参加の意思決定を行った事業者に過大な不利益を及ぼすおそれがあることから、可及的速やかに公布・施行するべきであると考えます。</p> <p>なお、御指摘のとおり一度提出した事業計画の内容修正は、認定取得までは原則認められないこととなっておりますが、太陽電池の合計出力に係る事項については、事業計画の提出締切である平成29年9月15日までは、内容の修正を受け付けることとしております。</p>
16	意見提出期間	<p>・今回のパブリックコメントの内容は入札制度運用において必ずしも必要条件ではなく、コメント受付期間を短縮する緊急性はない。きちんと30日間コメントを受付、入札制度運用がなされた後に法改正すべき。</p> <p>・保証金の没収事由と落札者決定の取消事由の変更という重大な改正にも関わらず、意見提出期間が短すぎる。</p>	<p>原則どおり30日以上意見提出期間を確保した後本改正を行うこととした場合、平成29年9月15日の事業計画提出締切に施行が間に合わず、既に入札参加の意思決定を行った事業者に過大な不利益を及ぼすおそれがあります。一度提出した事業計画についても、太陽電池の合計出力に係る内容修正を行うための期間を確保するため、平成29年9月15日に施行を間に合わせるべく、行政手続法第40条第1項の規定により意見提出期間を短縮して意見公募手続を実施いたしました。</p>